

税制改正対応

これではじめての申請も大丈夫！ 外国人労働者の年末調整対策

～令和5年分の税制改正に伴う要件変更にも注意～



給与所得者の保険料控除申告書

(フリガナ)
あなたの氏名

あなたの住所
又は居所

はじめに

日本に住所を持ち、1年以上の在住経験を持つ外国人労働者には、日本人従業員同様に納税義務が発生します。所得税の納税対象となるからには、雇用する事業者は必ず年末調整を行わなければなりません。しかし、はじめて技能実習生や特定技能外国人を受け入れる企業の中には、どのように手続きを行えばいいかわからないと悩んでいるところもあるかと思います。

そこでこれから外国人労働者の年末調整を行うにあたり、覚えておきたい基本的な知識を解説していきます。なお、令和5年分からの税制改正に伴い、年末調整に関する変更も発生しています。過去に年末調整を行っていても、古い認識のままでは今まで以上の税金を納めることになりかねませんので、ぜひ最後までご覧ください。

【注意】以下の外国人労働者は年末調整の対象外となります

- ・外国に生活の本拠がある人
- ・ワーキングホリデーで来日している人

※年末調整の手続きは不要ですが、源泉徴収は必要となります

年末調整の手続きの流れ

基本的に外国人であっても日本人と同じ雇用形態となるため、

- ・ 給与所得者の所得控除申請の提出
- ・ 給与所得の源泉徴収税額表に沿った源泉徴収の実施
- ・ 納付すべき所得税の精算

については原則、本来の手続きと一切変わりありません。

ここで確認しておきたいのが、「控除」についてです。日本人従業員同様に年末調整の控除には、扶養控除や生命保険・地震保険などの控除申請が可能です。しかし、外国人労働者が自ら生命保険や地震保険に加入しているケースはほとんどなく、仮に母国で生命保険や地震保険に加入していても日本では所得控除の対象外となります。

外国人労働者の多くは大黒柱として働き、家族を養う人が多いことも珍しくありませんので、ここでは扶養控除の要件や提出書類などについて確認していきます。

扶養控除①

◎扶養親族として認められる要件について

扶養親族として認められるには、以下の要件を満たす必要があります。こちらは日本人従業員とほとんど同じです。

- ・労働者本人の親族

※6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

- ・労働者と生計を一としている人

※同居しなくても生活費相当額を海外送金していれば要件を満たします

- ・親族の年間の合計所得金額が48万円以下であること

扶養控除②

◎扶養親族の証明書類について

平成27年度から国外居住親族に関して、様々な書類提出が求められるようになりました。年末調整を受ける場合は、以下の書類を用意する必要があります。

<親族関係書類>

日本国外に住む親族が扶養控除を受けられる対象者と証明するための書類で、以下の内容にて提出を行います。

[A] 外国政府または外国の地方公共団体が発行した、扶養親族が外国人労働者の親族と証明する書類（扶養親族の名前・住所・生年月日の記載があるもの）

[B] 戸籍の附票の写し、あるいは[A]の親族だと証明する書類＋国外居住の扶養親族のパスポートの写し

実際には扶養親族がパスポートを取得しているケースは少ないので、主に[A]の書類を提出することが多いでしょう。なお、[A]は証明発行日に関する規定はなく、扶養親族に異動や変更がなければ1年以上に発行した書類でも有効となります。

<送金記録書類>

日本での就労によって得られたお金を、扶養親族の生活費や教育費用として海外に送金していることを証明する書類のことです。主に以下のものが該当します。

- ・海外送金依頼書の控え
- ・クレジットカードの利用明細書

※扶養親族が家族カードを使用し、外国人労働者が支払いを行っている場合

【注意！】令和5年分からここが変わりました

令和5年分からの税制改正では、外国人労働者の年末調整においても変更された箇所があります。特に国外の扶養親族の控除対象に関する要件が変わりましたので、詳細について解説を行います。

◎扶養対象となる親族が30歳以上70歳未満の場合

（従来）生活費や教育費用として妥当と思われる金額の送金であれば控除対象になる

（今後）上記において「**年間38万円以上送金する見込み**」という要件が追加

20代や30代が多くを占める外国人労働者の場合、特に両親となる親族は30歳以上70歳未満の年齢幅に該当するケースがほとんどです。仕送りなどで送金を行っている際、この要件を知らないと、令和4年分よりも多くの税金が徴収されることになるので注意が必要です。

まとめ

日本に在留し、生活を営む外国人労働者の年末調整に関しては、一部の在留資格を除いて日本人従業員とほとんど違いはありません。技能実習生や特定技能においても同様ですが、きちんと確認したいのが扶養親族の認定要件の確認です。海外では高齢であっても就業中の場合もありますが、日本からその実態を掴むのは難しい部分もあります。そのような背景もあり、今回の税制改革によって「38万円以上の送金を求める」という要件が追加されました。

これからはじめるところはもちろん、令和4年以前から年末調整を行っているところも、外国人労働者に変更点をしっかりと伝えることでトラブルを未然に防ぎましょう。

最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご利用ください。

資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

海外人材Q & A

よくある質問に一问一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材Q & A

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。

担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

